

議案第9号

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙
のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正
が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の率の改正を行う。
また、令和7年4月1日施行を予定する日野町職員等の旅費に関する
条例の一部改正に合わせ、旅費制度を改正するもの。

2 改正内容

- ・ 期末手当の支給月数の引上げ
支給月数を0.05月引上げ（現行3.40月⇒改正3.45月）
- ・ 日野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に準ずる

3 附則

施行期日 令和7年4月1日

(参考)

		6 月期	12 月期
令和6年度 期末手当	町長、副町長、 教育長	1.70 月（支給済み）	1.70 月（支給済み）
令和7年度 期末手当	町長、副町長、 教育長	1.725 月	1.725 月

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成19年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第3条 特別職の職員の給料月額、<u>別表</u>のとおりとする。 (期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 (旅費) 第5条 特別職の職員の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、<u>包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、種目ごとに定義される各種目の費用及び額は、日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)の規定を準用する。</u> 別表(第3条関係) 略	(給料) 第3条 特別職の職員の給料月額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 (期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 (旅費) 第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</u> 別表第1(第3条関係) 略

別表第 2 (第 5 条関係) 内国旅行の旅費 1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料 略 日当の額 略 2 鉄道賃、船賃、航空賃、支度料、旅行雑費及び死亡手当 日野町職員等の旅費に関する条例 (昭和46年日野町条例第12号) の 例による。 別表第 3 (第 5 条関係) 外国旅行の旅費 国家公務員の7級以上の職にある者の外国旅行の旅費の例による。	
---	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。